

世界貿易機関を設立するマラケシユ協定を改正する議定書の説明書

外
務
省

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	他の国際約束との関係	二
二	議定書の内容	三
1	本文	三
2	議定書の附属書（貿易円滑化協定）	四
(1)	情報の公表及び入手可能性	四
(2)	意見の表明の機会、効力発生前の情報及び協議	四
(3)	事前教示	四
(4)	異議の申立て又は審査の請求のための手続	四
(5)	公平性、無差別待遇及び透明性を向上させるためのその他の措置	四
(6)	輸入及び輸出について又はそれらに関連して課する手数料及び課徴金並びに罰に関する規律	五
(7)	物品の引取り及び通関	五
(8)	国境機関の協力	六
(9)	税関の管理下における輸入を予定している物品の移動	六
(10)	輸入、輸出及び通過に関連する手続	七

(11)	通過の自由	八
(12)	税関協力	八
(13)	一般原則	八
(14)	規定の区分	九
(15)	区分Aの通報及び実施	九
(16)	区分B及び区分Cの実施のための確定日の通報	九
(17)	早期警報制度（区分B及び区分Cの規定を実施する期日の延長）	〇
(18)	区分B及び区分Cの実施	〇
(19)	区分Bと区分Cとの間の移動	一
(20)	紛争解決了解の適用のための猶予期間	一
(21)	能力の開発のための援助及び支援の提供	一
(22)	委員会に提出される能力の開発のための援助及び支援に関する情報	一
(23)	制度上の措置	二
(24)	最終規定	二
(25)	附属書一	二
	三 議定書の実施のための国内措置	二
	(参考)	三

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) この議定書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（以下「世界貿易機関協定」という。）を改正し、同協定の附属書一 A に貿易の円滑化に関する協定（以下「貿易円滑化協定」という。）を追加することを内容とするものである。平成十三年（二千一年）のドーハ閣僚宣言において、貿易円滑化がドーハ・ラウンド交渉の一分野とされ、平成十六年（二千四年）に世界貿易機関一般理事会において同分野の交渉の開始が決定されて以降、交渉が行われてきた。平成二十五年（二千十三年）十二月にバリで開催された第九回世界貿易機関閣僚会議において、貿易円滑化、農業の一部及び開発の三分野並びにドーハ・ラウンド交渉の今後の作業計画策定に関するいわゆる「バリ合意」により、貿易円滑化協定について合意されたものの、この議定書は、一部の国の反対により、「バリ合意」で合意された平成二十六年七月末までの採択には至らなかった。

(2) その後、この議定書の採択に関して加盟国間で調整した結果、平成二十六年十一月二十七日にジュネーブで開催された世界貿易機関一般理事会において、この議定書の採択、食糧安全保障目的の公的備蓄及びドーハ・ラウンド交渉の今後の作業計画策定を含む「バリ合意」後の作業について決定が行われ、この議定書が採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、世界貿易機関協定を改正し、同協定の附属書一 A に税関手続の迅速化等について定める貿易円滑化協定を追加することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結し、その早期発効に寄与することは、国際貿易を促進するとともに多角的貿易体制の更なる発展に寄与する見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 輸入、輸出及び通過のための手続等に関する情報を無差別な、かつ、容易に知ることができる方法で速やかに公表する。
- (2) 全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに事前の教示を行う。

- (3) 物品の引取りを迅速に行うため、関税法令その他関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。
- (4) 腐敗しやすい物品の損失等を防止することを目的として、通常の状態においては可能な限り最短の時間内、例外的な状況において適当と認めるときは税関その他関係当局の執務時間外における腐敗しやすい物品の引取りについて定める。
- (5) 開発途上国及び後発開発途上国に対する能力の開発のための援助及び支援の提供を促進するとともに、能力の開発のための援助及び支援に関する情報を貿易の円滑化に関する委員会（以下「委員会」という。）に提供する。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書により追加される貿易円滑化協定は、千九百九十五年に世界貿易機関が設立されて以来初めて全加盟国（注）が参加して新たに作成された協定である。我が国がこの議定書を早期に締結し、その早期発効に寄与することにより、我が国の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題に改善をもたらすことが期待される。また、我が国が「バリ合意」の早期実施を含む世界貿易機関の多角的貿易体制の強化を積極的に促進することで、先進国及び途上国の双方が関与する形で世界経済の成長及び発展に一層寄与する観点からも、この議定書を早期に締結することが望ましい。

注 世界貿易機関協定において用いられる「国」には、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域を含む。平成二十七年二月一

日現在、世界貿易機関の加盟国は百六十箇国

5 他の国際約束との関係

この議定書と他の国際約束との関係については、次のとおりである。

- (1) 世界貿易機関協定（平成六年（千九百九十四年）四月十五日にマラケシュにて採択）
 - この議定書は、世界貿易機関協定を改正し、同協定の附属書一Aのセーフガードに関する協定の次に貿易円滑化協定を加えることを内容とする。
- (2) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（世界貿易機関協定（1）の附属書一Aに含まれ、同協定の不可分の一部を成す。）
 - 貿易円滑化協定のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく加盟国の権利及び義務を減ずるものと解してはならない。

- (3) 貿易の技術的障害に関する協定（世界貿易機関協定（1）の附属書一Aに含まれ、同協定の不可分の一部を成す。）
貿易円滑化協定のいかなる規定も、貿易の技術的障害に関する協定に基づく加盟国の権利及び義務を減ずるものと解してはならない。加盟国は、通過物品については、貿易の技術的障害に関する協定に定める強制規格及び適合性評価手続を適用してはならない。
- (4) 千九百九十四年のガット（世界貿易機関協定（1）の附属書一Aに含まれ、同協定の不可分の一部を成す。）
- (ア) 貿易円滑化協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガットに基づく加盟国の義務を減ずるものと解してはならない。
- (イ) 紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の規定は、貿易円滑化協定の下での協議及び紛争の解決について適用する。ただし、次に掲げる場合等を除く。
- (i) 紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の規定は、開発途上加盟国が区分Aに指定した規定に関する当該加盟国に対する紛争の解決については貿易円滑化協定の効力発生の後二年間、後六年間、適用しない。
- (ii) 紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の規定は、区分B又は区分Cの規定に関する後開発途上加盟国に対する紛争の解決については、当該後開発途上加盟国が区分B又は区分Cの規定を実施した後八年間、適用しない。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文、末文及び附属書（貿易円滑化協定）から成り、同附属書には、前文、第一条から第二十四条までの規定及び附属書一が含まれる。その概要は、次のとおりである。

1 本文

世界貿易機関協定附属書一Aについては、セーフガードに関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する貿易円滑化協定を加える。この議定書は、世界貿易機関協定第十条3の規定に従って効力を生ずる。

2 議定書の附属書（貿易円滑化協定）

第一節

(1) 情報の公表及び入手可能性（第一条）

加盟国は、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、輸入、輸出及び通過のための手続等に関する情報を無差別な、かつ、容易に知ることができる方法で速やかに公表する。加盟国は、輸入、輸出及び通過のための手続等に関する情報をインターネットを通じて入手可能なものとする。

(2) 意見の表明の機会、効力発生前の情報及び協議（第二条）

加盟国は、実行可能な範囲において、並びに自国の国内法及び国内法制に適合する方法により、貿易業者等に対して、一般に適用される法令であつて物品の移動、引取り及び通関に関するものの導入又は改正の提案について、意見を表明する機会及び適当な期間を与える。

(3) 事前教示（第三条）

(ア) 加盟国は、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに事前の教示を行うものとし、事前の教示を行うことを拒否する場合には、当該申請者に対して関連事実及びその決定の根拠を書面により速やかに通知する。

(イ) 事前の教示の定義及び範囲を定める。

(4) 異議の申立て又は審査の請求のための手続（第四条）

加盟国は、税関が行政上の決定を行う対象となる全ての者が、自国の領域内において、異議の申立て又は審査の請求を行う権利を有する旨を定めるものとし、異議の申立て又は審査の請求のための自国の手続が無差別な態様で実施されることを確保する。

(5) 公平性、無差別待遇及び透明性を向上させるためのその他の措置（第五条）

(ア) 加盟国は、自国の領域内において、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するための通達又は指導の対象としている飲食物等に関する当該通達又は指導の発出、終了又は停止の方法について、適当な場合には当該通達又は指導を危険度に応じたものと

する等の規律を適用する。

(イ) 加盟国は、税関その他の権限のある当局による検査のため、輸入申告が行われた物品を留置する場合には、運送者又は輸入者に通知する。

(6) 輸入及び輸出について又はそれらに関連して課する手数料及び課徴金並びに罰に関する規律（第六条）

(ア) 加盟国は、輸入及び輸出について又はそれらに関連して課する手数料及び課徴金を公表するものとし、公表とその効力発生との間に十分な期間を設ける。

(イ) 加盟国は、関税法令又は税関手続上の要件の違反に対する罰が、自国の法律に基づき、当該違反について責任を有する者に対してのみ科されること並びに当該罰を科する場合には、当該罰が科される者に対し、当該違反の性質及び当該違反に対する罰の額又は範囲を定める適用される法令又は手続を特定する説明を書面により提供することを確保する。

(7) 物品の引取り及び通関（第七条）

(ア) 到着の前の手続の処理

加盟国は、物品の到着の時にその引取りを迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に手続の処理を開始するため、輸入書類その他の所要の情報の提出を認める手続を採用し、又は維持する。

(イ) 電子的な納付

加盟国は、実行可能な範囲において、輸入及び輸出の時に課される関税、租税、手数料及び課徴金であつて税関が徴収するものについて、電子的に納付することを選択することを認める手続を採用し、又は維持する。

(ウ) 関税、租税、手数料及び課徴金の最終的な決定からの引取りの許可の分離

加盟国は、物品の到着の前等に関税、租税、手数料及び課徴金の最終的な決定が行われない場合においてその他全ての法的な規制が満たされているときに、当該決定の前に物品の引取りを許可することができる手続を採用し、又は維持する。

(エ) 危険度に応じた管理手法

加盟国は、可能な限り、税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持するものとし、恣意的若しくは

- 不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような方法で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。
- (オ) 通関後の監査
- 加盟国は、物品の引取りを迅速に行うため、関税法令その他関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。
- (カ) 認定事業者のための貿易の円滑化に関する措置
- 加盟国は、加盟国の法令又は手続に定める要件の遵守等に関連する特定の基準を満たす事業者に対して、書類及びデータの要求の低減等の貿易の円滑化に関する追加の措置であつて輸入、輸出又は通過の方式及び手続に関連するものを提供する。それに加えて、加盟国は、全ての事業者にとって一般的に利用可能な税関手続により当該措置を提供することができるものとし、別の制度を制定することを要求されない。
- (キ) 急送貨物
- 加盟国は、税関管理を維持しつつ、少なくとも航空貨物施設を通じて輸入される物品の迅速な引取りの許可を申請する者に対してそのような待遇を認めることができる手続を採用し、又は維持する。
- (ク) 腐敗しやすい物品
- 加盟国は、腐敗しやすい物品の損失等を防止することを目的として、通常の状況においては可能な限り最短の時間内、例外的な状況において適当と認めるときは税関その他関係当局の執務時間外における腐敗しやすい物品の引取り等について定める。
- (8) 国境機関の協力（第八条）
- 加盟国は、国境管理並びに物品の輸入、輸出及び通過を処理する手続について責任を有する自国の当局及び機関が、貿易の円滑化のために相互に協力し、及びその活動を調整することを確保する。
- (9) 税関の管理下における輸入を予定している物品の移動（第九条）
- 加盟国は、実行可能な範囲において、全ての法的な規制の要件が満たされる場合には、輸入を予定している物品が、入国地点の税関官署から、引取り又は通関が行われることとなる自国の領域内の別の税関官署まで、自国の領域内を税関の管理下で移動する

ことを認める。

(10) 輸入、輸出及び通過に関連する手続（第十条）

(ア) 手続及び所要の書類

輸入、輸出及び通過の手続の範囲及び複雑性を最小限にする等のため、加盟国は、所要の手続及び書類が物品の迅速な引取り及び通関のために採用され、又は適用されること等一定の条件を満たすことを確保する。

(イ) 写しの受理

加盟国は、適当な場合には、輸入、輸出又は通過の手続に必要な裏付けとなる種類の書面による又は電子的な写しを受理するよう努める。

(ウ) 国際的な基準の使用

加盟国は、輸入、輸出又は通過の方式及び手続の基礎として関連する国際的な基準又はその一部を使用するよう奨励される。

(エ) シングルウィンドウ

加盟国は、貿易業者が単一の入口を通じて参加する当局又は機関に対して物品の輸入、輸出又は通過のための所要の書類又はデータを提出することを可能とするシングルウィンドウを設置し、又は維持するよう努める。

(オ) 船積み前検査

加盟国は、関税分類及び関税評価に関して、船積み前検査を利用することを要求してはならない。

(カ) 通関業者の利用

加盟国は、貿易円滑化協定の効力発生から、通関業者を利用することを義務付けてはならない。

(キ) 共通の国境手続及び統一的な所要の書類

加盟国は、自国の領域における物品の引取り及び通関のために共通の税関手続及び統一的な所要の書類を適用する。

(ク) 輸入が許可されなかった物品

衛生植物検疫規則又は強制規格を満たしていないことを理由として物品の輸入を許可しない場合には、加盟国は、自国の法令

に従い、輸入者に対し、輸出者等に向けて輸入が許可されなかった物品を再度積送し、又は返却することを認める。

(ケ) 物品の一時輸入並びに国内加工及び国外加工

加盟国は、自国の関税地域に持ち込まれる物品が、特定の期間内に再輸出することが予定されている等の場合には、自国の法令の定めるところにより、輸入税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて当該物品が自国の関税地域に持ち込まれることを認める。加盟国は、自国の法令の定めるところにより、物品の国内加工及び国外加工を認める。

(11) 通過の自由（第十一条）

通過運送に関する加盟国が課するいかなる規則又は手続も、その制定の契機となった事情若しくは目的が存在しなくなった場合には、維持されてはならず、及び通過運送に対する偽装した制限となるような態様で適用されてはならない。加盟国は、物品の到着の前の通過に関する書類及びデータの事前の提出及び事前の手続の処理を認め、並びにこれらについて定める。

(12) 税関協力（第十二条）

(ア) 加盟国は、要請に応じ、申告が真実を述べたものであるかないか等について疑う合理的な理由がある場合には、特定された事案における輸入申告又は輸出申告の確認のために情報を交換する。

(イ) 要請加盟国は、被要請加盟国に対し、書面による又は電子的な手段を通じて、問題となっている事項等を含む書面による要請を行う。被要請加盟国は、書面による又は電子的な手段を通じて、書面により回答する。

(ウ) 要請加盟国は、被要請加盟国が提供する全ての情報又は書類を嚴重に秘密のものとして保有し、被要請加盟国が提供するその国内法及び国内法制に基づいて与えられる保護及び秘密の取扱いの程度と少なくとも同程度のものを与える。要請加盟国は、被要請加盟国の書面による明示的な同意を得ないで当該情報又は書類を開示してはならない。

第二節 開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対する特別なかつ異なる待遇の規定

(13) 一般原則（第十三条）

開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、貿易円滑化協定の第一条から第十二条までの規定を実施する。開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国には、貿易円滑化協定の規定の実施に資するため能力の開発のための援助及び支援が、その性質及び範囲に

従って供与される。

(14) 規定の区分（第十四条）

開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、個別に、A、B及びCの各区分に含まれる規定を自ら指定する。

(7) 区分Aには、開発途上加盟国若しくは後発開発途上加盟国が第十五条の規定に従って指定する規定であって貿易円滑化協定の効力が生ずる時に実施するもの又は後発開発途上加盟国の場合にあつては貿易円滑化協定の効力が生ずる時から一年以内に実施するものが含まれる。

(イ) 区分Bには、開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国が第十六条の規定に従って指定する規定であつて、貿易円滑化協定の効力が生じた後、移行期間を経過した後の日に実施するものが含まれる。

(ウ) 区分Cには、開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国が第十六条の規定に従って指定する規定であつて、貿易円滑化協定の効力が生じた後、移行期間を経過した後の日に実施し、かつ、能力の開発のための援助及び支援の供与により実施する能力を得ることが必要であるものが含まれる。

(15) 区分Aの通報及び実施（第十五条）

開発途上加盟国は、貿易円滑化協定の効力が生ずる時に、区分Aの約束を実施するものとし、区分Aに指定する約束は、貿易円滑化協定の不可分の一部を成す。後発開発途上加盟国は、貿易円滑化協定の効力発生の後一年を超えない期間内に、区分Aに指定した規定を委員会に通報することができるものとし、後発開発途上加盟国の区分Aに指定する約束は、貿易円滑化協定の不可分の一部を成す。

(16) 区分B及び区分Cの実施のための確定日の通報（第十六条）

(7) 開発途上加盟国は、自国が区分Aに指定しなかった規定について、

(i) 貿易円滑化協定の効力が生ずる時に当該規定のうち自国が区分Bに指定したものと及びそれらの実施のためのそれぞれの目標日並びに貿易円滑化協定の効力発生の後一年以内に自国が区分Bに指定した規定の実施のためのそれぞれの確定日を委員会に通報する。

- (ii) 貿易円滑化協定の効力が生ずる時に当該規定のうち自国が区分Cに指定したものと及びそれらの実施のためのそれぞれの目標日を委員会に通報し、貿易円滑化協定の効力が生ずる時から一年以内に区分Cの規定を実施することができる能力の開発のための援助及び支援の提供に必要な取極に関する情報を委員会に提供し、当該情報の提供の日から十八箇月以内に実施のための確定日を委員会に通報する。
- (i) 後発開発途上加盟国は、自国が区分Aに指定しなかった規定について、
 - (i) 貿易円滑化協定の効力発生の後一年以内に当該規定のうち自国が区分Bに指定したものを委員会に通報し、その通報の後二年以内に自国が指定した規定を確定すること及びそれらの規定を実施するためのそれぞれの期日を委員会に通報する。
 - (ii) 貿易円滑化協定の効力が生じた一年後に当該規定のうち自国が区分Cに指定したものを委員会に通報し、その通報の日から一年後に自国が実施するために必要な能力の開発のための援助及び支援のための情報を委員会に通報し、その通報の後二年以内に区分Cの規定を実施することができる能力の開発のための援助及び支援の提供に必要な取極に関する情報並びに援助及び支援の取極の対象となる区分Cのそれぞれの約束を実施するためのそれぞれの目標日を委員会に提供し、その提供の日から十八箇月以内に実施のための確定日を委員会に通報する。
- (17) 早期警報制度（区分B及び区分Cの規定を実施する期日の延長）（第十七条）

開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、自ら設定した確定日までに区分B又は区分Cに指定した規定を実施するに当たり困難に直面していると認める場合には、委員会に通報すべきである。開発途上加盟国は実施の期日が経過する百二十日前、後発開発途上加盟国は当該期日の九十日前までに委員会に通報する。開発途上加盟国が要請する実施のための追加的な時間が十八箇月を超えない場合又は後発開発途上加盟国が要請する実施のための追加的な時間が三年を超えない場合には、要請する当該加盟国は、委員会が更なる措置をとることなく、当該追加的な時間が与えられる。
- (18) 区分B及び区分Cの実施（第十八条）
 - (ア) 開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国は、区分Cに指定した規定を実施する自国の能力が引き続き不足していると自ら評価するときは、関連する規定を実施することができない旨を委員会に通報する。委員会は、専門家部会を設立するものとし、同部

会が問題を検討し、委員会に対して勧告を行う。

(1) 加盟国は、開発途上加盟国が関連する規定を実施することができない旨を通報した時から委員会が専門家部会の勧告を受領した後最初に開催される委員会の会合まで、この問題について紛争解決了解に基づく手続を行うことができない。

(19) 区分Bと区分Cとの間の移動（第十九条）

区分B及び区分Cに指定する規定を通報した開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、委員会に対する通報により、それらの区分の間で規定を移動させることができる。

(20) 紛争解決了解の適用のための猶予期間（第二十条）

(ア) 紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二條及び第二十三條の規定は、開発途上加盟国が区分Aに指定した規定に関する紛争の解決については貿易円滑化協定の効力発生の後二年間、後発開発途上加盟国が区分Aに指定した規定に関する紛争の解決については貿易円滑化協定の効力発生の後六年間、適用しない。

(イ) 紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二條及び第二十三條の規定は、後発開発途上加盟国が区分B又は区分Cの規定を実施した後八年間、適用しない。

(21) 能力の開発のための援助及び支援の提供（第二十一条）

拠出加盟国は、二国間で又は適当な国際機関を通じて、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対して相互に合意する条件で能力の開発のための援助及び支援の提供を促進する。

(22) 委員会に提出される能力の開発のための援助及び支援に関する情報（第二十二条）

(ア) 開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国が貿易円滑化協定を実施することを支援する拠出加盟国は、貿易円滑化協定の効力発生の時及びその後は毎年、直前の十二箇月において支出された能力の開発のための援助及び支援並びに入手可能な場合には今後十二箇月間に約束した能力の開発のための援助及び支援に関する情報を附属書一に定める様式によって委員会に提出する。

(イ) 開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国を支援する拠出加盟国は、責任を有する機関の連絡先等を委員会に提出する。

第三節 制度上の措置及び最終規定

(23) 制度上の措置（第二十三条）

(ア) 貿易円滑化協定により貿易の円滑化に関する委員会を設置する。

(イ) 加盟国は、国内の調整及び貿易円滑化協定の規定の実施を促進するため、貿易の円滑化に関する国内の委員会を設置し、若しくは維持し、又は既存の仕組みを指定する。

(24) 最終規定（第二十四条）

貿易円滑化協定の全ての規定は全ての加盟国を拘束すること、貿易円滑化協定のいかなる規定についても、他の全ての加盟国の同意なしには留保を付することができないこと等について規定している。

(25) 附属書一

第二十二條の規定に基づく通報の様式について規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十六年十一月二十七日 ジュネーブにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十七年二月一日現在 未発効(加盟国の三分の二が受諾した時にそれらの加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。)
- 3 締約国 平成二十七年二月一日現在 三箇国
香港、シンガポール、米国

